

令和 7 年度 新しい地方経済・生活環境創成交付金  
那賀町公共施設予約システム導入事業仕様書

1 事業名

令和 7 年度新しい地方経済・生活環境創成交付金那賀町公共施設予約システム導入事業  
(以下、「本事業」という。)

2 業務の目的

本町では、公共施設を利用する際は、施設の営業時間内に直接来館の上、窓口で申込書を記載し手続を行わなければならない。また、使用料の現金支払い、鍵の受け渡し業務についても施設利用者の利便性向上の妨げとなっている。

この事業は、本町の公共施設をシステムで予約・管理できるものとし、オンラインでの利用者登録やキャッシュレス決済、スマートロック等、新たな機能を導入することで、施設利用者の利便性向上と職員の施設管理業務の効率化を図るものである。

3 事業の基本方針

この事業は、導入及び運用費用を抑制するために、クラウド方式のシステム利用を前提とする。後述する仕様に対する機能の実現方法については、パッケージ機能で実現出来ることが望ましいが、パッケージ機能で実現出来ない場合は、代替機能、業務改善、運用対処等の対応策も可とする。また、キャッシュレス決済対応(クレジットカード、コンビニ支払い)及びスマートロックとの連携機能を必須とする。

4 契約期間

(1) システム導入期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) システム利用期間

令和 8 年 1 月 1 日(予定)から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務の内容

(1) インターネットを利用したクラウドシステムによる公共施設予約システム(以下「本システム」という。) オンライン決済サービス及びスマートロックシステムの提供

(2) 本システム導入に係る作業(システム環境構築、オンライン決済サービスの初期設定及び本システムとの連携構築、スマートロックシステムとの連携構築、連携テスト、運用テスト、操作研修及びマニュアル作成、受託者以外の事業者のオンライン決済サービスを導入する場合の当該事業者との調整及び本町への導入支援等)

(3) スマートロックシステム導入に係る作業(システム環境構築、初期設定、対象施設へのスマートロック本体及び周辺機器(ネットワーク、電源及び設置に必要な工事を含む。以下同じ。)の納品及び設置作業、連携テスト、運用テスト、操作研修及びマニュアル作成、受託者以外の事業者のスマートロックシステムやスマートロック本体及び周辺機器を導入する場合の当該事業者との調整及び本町への導入支援等)

(4) システムの保守、運用支援、本町からの問い合わせ対応

## 6 システム構築

受託者は、本システムの導入にあたり、本稼働前に以下の作業を実施するものとする。

### (1) 要件・仕様の確認及び決定

要件、仕様及び設定内容について本町と協議の上、設定内容を決定すること。

### (2) 公共施設予約システムの導入

本システムの利用に必要な初期設定を行うこと。また、稼働に必要な初期データ及び施設情報の登録を行い、システムを利用可能な状態にし、本町に提供すること。

### (3) オンライン決済サービスとの連携の構築

本システムの利用者が施設利用料を支払うためのオンライン決済サービスを導入し、本システムと連携できるよう設定を行うこと。

### (4) スマートロックシステムの導入

スマートロックを利用する施設において、スマートロック本体及び周辺機器を導入・納品すること。スマートロックシステムの利用に必要な初期設定を行い、本システムと連携できるよう設定を行うこと。

### (5) 動作確認・運用テスト

本システム、オンライン決済サービス及びスマートロックシステムの動作確認、運用テストを実施し、結果を本町に報告すること。本町職員を交えて運用テストを行う場合は、テスト仕様書など手順が分かるものを作成し本町に提供すること。

### (6) 操作研修

本町職員向けの運用及び操作研修を1回以上実施すること。なお、実施時期や実施方法については本町と協議の上決定することとする。

### (7) マニュアル作成

本システム、オンライン決済サービス及びスマートロックシステムのシステム管理者向け操作説明書、施設管理者向け操作説明書を作成し、本町に納品すること。

### (8) その他

本システムの機能要件、運用要件、保守要件、情報セキュリティ要件、その他要件については、別紙1「要件一覧(公共施設予約システム)」及び別紙2「要件一覧(スマートロックシステム)」のとおりとし、「必須機能」の項に「○」が付されている要件については必ず満たすこと。

なお、スマートロックシステムについては、公共施設予約システム側で利用者が予約の操作を行うことで(管理者側で予約を確定させることで)キーボックス型スマートロックシステムに予約情報が連携され、利用者のスマートフォン等に解錠用 QR コードが通知される等、利用者がスマートロックシステムを意識することなくスマートロック機能を利用できることを想定している。

## 7 機能要件

別紙1「要件一覧(公共施設予約システム)」、別紙2「要件一覧(スマートロックシステム)」のとおり

## 8 記載外事項・疑義

(1) この仕様書に記載のない事項は、発注者と受注者が協議し決定のうえ、対応すること。

(2) この仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定のうえ、

対応すること。

## 9 再委託

主たる業務(システム導入)については、再委託してはならない。契約後、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に書面(任意様式)により委託者の承認を得なければならない。

## 10 システムの要件

### (1) 基本要件

提案しようとするシステムは次の全てを満たしていること。

- ① 令和7年8月1日現在、全国の地方公共団体(指定管理者含む)で、提案しようとするシステム(体育施設又は文化施設のシステム)の導入実績があること。
- ② オンラインでの利用者登録、空き状況の確認、予約の申し込み、使用料の支払い、団体登録の電子申請等、予約手続きに必要な一連の機能を備えたシステムであり、手続きがオンラインで完結できること。なおクレジットカード払いはEMV3-Dセキュアに対応していること。  
※クレジットカード・セキュリティガイドライン【4.0版】<公表版>  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230315001/20230315001.html>
- ③ 予約システムと連携し、スマートロックによる鍵管理が行えること。
- ④ 利用形態は、提案者がサーバー機器等必要なソフトウェア及びシステムを用意し、利用者及び施設管理者はインターネット回線を用いて利用可能なシステムとすること。
- ⑤ システムは適宜バージョンアップを行い、特にセキュリティに関するアップデートについては最新のものを適用する等、常に最適なシステムを提供するものとし、その費用はシステム利用料に含めること。
- ⑥ システム管理者からの操作質問全般に対するサポートとして、電話、メールでの問合せに迅速に対応できる体制をとるものとする。受付時間として、最低限、土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く午前8時30分から午後5時15分を受付時間とする。ただし、障害や事故発生等の緊急時にはこの限りではない。
- ⑦ システムは24時365日稼働するものとする。ただし、システムの定期点検などメンテナンス等を行う場合はこの限りではない。

### (2) 環境要件

- ① クラウド方式のため、本町にはサーバー等の設置を必要とせず、クラウドは情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用すること。
- ② データの機密性、完全性、可用性が十分に確保された運用がされていること。
- ③ 暗号化等のセキュリティ対策を万全に行うこと。
- ④ 特別なソフトウェアを必要とせず、ブラウザから本システムにアクセスすることで、予約状況の閲覧及び施設予約ができること。
- ⑤ 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。
  - (ア) 日本国内に立地していること。
  - (イ) 地震、火災、水害といった各種の災害対策を考慮し、優れた立地条件の下で運用されていること。

- (ウ) 代替機等を常備するなど、重大障害時(サーバー機能停止等)にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。
- (エ) 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。
- (オ) 不正な侵入を防止するため、適切な入退室管理を行うこと。

### (3) システム機能要件

- ① システムは、別紙1「要件一覧(公共施設予約システム)」、別紙2「要件一覧(スマートロックシステム)」の必須機能を有すること。
- ② 原則として、パッケージシステムの利用を前提とし、要件定義や基本設計等を行ったうえで、カスタマイズを最小限に抑制すること。
- ③ 以下を考慮した画面を備えていること。
  - (ア) 視認性(分解性、画面要素の配置の的確性、配色や文字の大きさの的確性、画面項目の必要十分性など)
  - (イ) 操作の効率性(編集補助機能など)
  - (ウ) 操作方法の習得の容易性

### 11 キャッシュレス決済要件

利用者の決済手段として、クレジットカード決済、コンビニ支払いに対応していること。また、システムと決済事業者との連携も本業務内で対応すること。

なお、施設管理者が予約、料金情報を確認・了解してからキャッシュレス決済を行えることとし、施設管理者が了解した旨のメールを予約者に送信できること。

### 12 システム利用環境

施設管理者及び施設利用者が使用する端末、OS、ブラウザは次のとおりとし、いずれも正常に表示し動作すること。

項目	施設管理者	施設利用者
端末	パソコン タブレット スマートフォン	パソコン タブレット スマートフォン
OS	Windows11以上 MacOS X 以上 Android5 以上 iOS15 以上	Windows11以上 MacOS X 以上 Android5 以上 iOS15 以上
ブラウザ	Edge Chromium Google Chrome Safari	Edge Chromium Google Chrome Safari

\*最新のOS、ブラウザに対応すること。

### 13 システム動作検証

システムの本稼働にあたっては、システムの画面、帳票、データ作成等、全ての機能について事前に動作検証を実施するものとする。検証については、まず提案者において実施し、その

後、町又は施設管理者における検証を行うこととする。

また、検証の結果、不具合が確認された場合は、稼働開始日までに解決すること。

#### 14 見積り上限額

見積額の上限は、システム導入費用と3ヶ月分のシステム使用料を合わせた金額(消費税及び地方消費税含む。)とし、見積額については導入に要する費用やシステム利用料など積算根拠が分かるよう、単価や数量等の記載を含め、可能な限りで詳細な明細書を作成すること。また、使用料及び保守業務に関する経費は、5年間の使用料及び保守に関する費用の月額や年額等の内訳を明示した総額を記載すること。

**【本事業(令和7年度分)提案上限額】 2,252,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)**

#### 15 機密の保持

本事業に関して入手した情報等は、本町に無断で使用したり、第三者に漏らしてはならない。

##### 【対象施設一覧】

施設名	室名等	部屋数	備考
那賀町総合体育館 (とくぎんトモニアリーナ那賀)	メインアリーナ	1面	※
	サブアリーナ	1面	
	多目的ルーム	1室	
	役員室会議室	1室	
	トレーニングルーム	1室	
豊饒の杜総合運動公園	野球場	1面	
	テニスコート	4面	

※那賀町総合体育館メインアリーナは、「全面」のほか「2/3面」、「1/2面」、「1/3面」の分割貸出に対応できること。